

## 消防法の改正について

### ～防災体制の整備・強化～

平成 23 年 9 月 14 日

発行元 : 行政書士浅井事務所 浅井 順  
〒170-0013

豊島区東池袋 1-33-3 池袋ティーハウス 508  
Tel 03-6912-8174 Fax 03-6912-8175

e-mail : [jun.asai@asai-office.jp](mailto:jun.asai@asai-office.jp)

URL : <http://asai-office.jp/>

いつもありがとうございます。浅井順です。

東北地方太平洋沖地震から6か月が経過しました。現在も大変な状況が続いておりますが、それでもなお、今も、いつどこで震度5以上の地震が起きてもおかしくない状況といわれています。

そこで今回は防災に関する知識を持つことが大切と考え防災に関する法律として消防法の概要についてお伝えしました。

今回はその続きとして、平成21年6月に防災体制の整備・強化するための消防法の改正がありましたので、その内容についてお伝えしたいと思います。

#### 消防法の改正について ～防災体制の整備・強化～

一定の規模の対象物に対して大規模地震等に対応した自衛消防組織の設置、防災管理者の選任が義務化されるほか、事務機器の転倒防止やエレベーターに閉じ込められた人の救出計画策定など火災以外の様々な消防計画作成等も義務付けられることとなりました。

##### 1. 義務化された内容

これまでの防火計画・防火管理者の役割を、防災計画・防災管理者に拡張するものであり、大規模高層ビル等の管理権原者には大きくわけて4つの項目が義務付けられています。

##### ① 防災管理者の選任・届出

防災管理者を選任し、大規模地震等に対応した消防計画の作成とその消防計画に併せて防災管理上必要な業務を実施させなければなりません。実施にあたっては、防災管理者講習などの受講が必要となります。

##### ② 防災管理に係る消防計画の作成・届出

大地震発生時の被害を想定し、家具・什器類の転倒落下防止などの被害軽減措置をとるとともに応急措置、救援救護、避難誘導等を円滑に行う消防計画を作成し、消防機関に届出を行わなければなりません。

##### ③ 自衛消防組織の設置・届出

管理権原者は自衛消防組織を設置し、その要員の現況等を消防署長に届け出なければなりません。

##### ④ 防災管理点検の実施・報告

1年に1回、地震等の災害による被害軽減に関する専門知識を有する防災管理点検資格者に管理の状況を点検させ、その結果を消防署長に報告しなければなりません。防災管理点検資格者講習というものもありますが、管理点検は専門業者に委託することも出来ます。

##### 2. 対象となる防火対象物（建築物）

対象用途：百貨店、旅館・ホテル、病院、学校、オフィスビル、工場、地下街等（共同住宅、倉庫等は除く）で次のいずれかに該当するもの

##### 対象規模：

- （1）階数11以上の防火対象物 延面積1万㎡以上
- （2）階数が5以上10以下 延面積2万㎡以上
- （3）階数が4以下 延面積5万㎡以上
- （4）地下街 延面積1千㎡以上

※複合用途の場合は、共同住宅、格納庫等を除いた面積

##### 最後に

純粋な義務化という意味では、上記4つの項目の対応が済めば問題ありません。しかし消防計画を策定する中で、耐震診断や耐震固定の必要性、備蓄品の配備といった具体的な対応項目が顕在化してくるはずです。備蓄配備などは義務化されているわけではありませんが、自社の防災対策方針を明確に持ち、必要性や優先度を吟味して備蓄計画を推進すると、今後消防とやり取りするうえでもロジカルな報告をすることができるようでしょう。

また防火対象物に該当せず法的に問題がない場合でも、社員を守るために、耐震固定・備蓄配備などの対策を行うようにしましょう。

以上